

平成25年5月13日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	徳 村	博 紀	変更後8番
2 番	稲 富	雅 和	10 番	福 井	正	変更後9番
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	水 頭	喜 弘	変更後10番
4 番	竹 下	勇	12 番	橋 爪	敏	変更後11番
5 番	角 田	一 美	13 番	中 西	裕 司	変更後12番
6 番	伊 東	茂	14 番	松 尾	征 子	変更後13番
7 番	松 本	末 治	15 番	松 尾	勝 利	
8 番	光 武	学				変更後7番

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	迎		和	泉
産	業	中	川		宏
建	設	中	村	博	之
会	計	平	石	和	弘
会	計	橋	村	直	子
総務課長兼人権・同和対策課長		松	浦		勉
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		打	上	俊	雄
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	山	靖	久
市	民	有	森	弘	茂
市	民	一	ノ	瀬	健
税	務	大	代	昌	浩
福	祉	栗	林	雅	彦
保	険	土	井	正	昭
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
産	業	橋	口		浩
農	林	下	村	浩	信
商	工	有	森	滋	樹
都	市	森	田		博
環	境	福	岡	俊	剛
水	道	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		澤	野	政	信

平成25年5月13日（月）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の選挙
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 議席の変更
- 日程第6 常任委員の選任
- 日程第7 議会運営委員の選任
- 日程第8 特別委員会委員の変更
- 日程第9 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第10 議案の上程（市長の提案理由説明）
- 日程第11 報告第2号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）
- 日程第12 議案第34号 専決処分事項の承認について（平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第35号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）

午前10時15分 開会

○副議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから平成25年鹿島市議会5月臨時会を開会いたします。

会議に先立ち報告をいたします。病氣療養中でありました橋川宏彰議長が御家族の看病がいなく、去る4月7日に御逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。ここに橋川議長の御冥福を祈り黙禱をささげたいと思いますので、皆さんの御起立をお願いいたします。

〔黙 禱〕

○副議長（松尾勝利君）

黙禱を終わります。着席ください。

次に、橋爪敏君から追悼の言葉の申し出がなされております。橋爪敏君。

○12番（橋爪 敏君）

ただいま副議長から報告がありましたとおり、今ここに、平成25年5月臨時会に当たり議長席にありし日の容姿に接することもできず、議員一同、惜別の情を禁じ得ないところであります。

橋川さん、あなたは日ごろから壮健でありましたが、平成24年秋ぐらいから体調がすぐれず、入退院を繰り返されておられることは承知しておりましたが、回復されることを心から念じておりました。しかし、4月7日、突然の訃報に接し、ただ、言いようのない驚きと悲しみでありました。今はもうあなたとこの世で再びお目にかかれないことは痛恨のきわみであります。

省みますれば、平成7年に鹿島市議会議員選挙において初当選されて以来、5期連続して当選され、この間、産業経済常任委員長、監査委員を初め、議会運営委員長、市議会議長など常に市議会のリーダーとして御活躍されました。若き日の橋川議長は、明朗闊達で、周囲の者を引っ張っていく指導力に殊のほかすぐれておられました。また、体育指導委員、交通安全指導委員などの生涯スポーツ、地域活動も積極的に参画されました。そして、地元の能古見少年野球のコーチ、監督を長く務められ、熱意と優しさを持って接し、今でも当時指導を受けた子供たちから慕われるなど、信望が厚く、社会教育の振興にも大いに貢献をされました。

議長は私にとって同じ地元の同僚議員であり、長年、一緒になって議会活動、議員活動に努めてまいりましたが、橋川さんと接した歳月は夢のごとく、再びこの議場で相まみえることが許されません。今はただ、私の真向かいの傍聴席に御遺族の手に抱かれている故橋川宏彰議長のありし日の遺影を忍び、深く合掌し、あなたに報いるため、私ども議員一同は市勢発展のため、ふるさと鹿島のまちづくりのためにさらに努力することをここにお誓いするものであります。

生前の御功績と遺徳をたたえ、謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げますとともに、天にありましても御遺族の御健勝と本市発展のための明かりであられることをお願いいたしまして、追悼の言葉といたします。

平成25年5月13日 鹿島市議会議員橋爪敏。

○副議長（松尾勝利君）

以上で追悼の言葉を終わります。

次に、去る4月1日付の人事異動によりまして部課長級の異動がっておりますので、鹿島市議会先例等申し合わせにより、北村副市長により職員の紹介をお願いいたします。

○副市長（北村和博君）

おはようございます。それでは、4月1日付で部課長の人事異動がっておりますので、私から職員の紹介をさせていただきます。

なお、兼務辞令を解くものにつきましては省略をさせていただきます。

初めに部長級の紹介をいたします。

建設環境部長、中村博之でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

会計管理者、平石和弘でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次に、課長級の紹介をいたします。

総務課長兼人権・同和対策課長の松浦勉でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

企画財政課長、打上俊雄でございます。（「はい、よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

企画財政課参事、寺山靖久でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

市民課長、有森弘茂でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

市民課参事、一ノ瀬健二でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

保険健康課長、土井正昭でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

福祉事務所長、栗林雅彦でございます。（「よろしくお願いたします」と呼ぶ者あり）

産業部地域産業振興担当参事、橋口浩でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

農林水産課地域農業振興担当参事、下村浩信でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

都市建設課長、森田博でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

生涯学習課長、澤野政信でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

会計課長、橋村直子でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

このほか、本日は出席をいたしておりませんが、広域等への派遣職員を御紹介いたします。

広域圏事務局次長は橋村勉でございます。

介護保険事務所業務課長、山田久美子の2名を課長級として派遣をいたしております。これから皆様方には何かとお世話になると思っておりますが、御指導方よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして私のほうで紹介を終わらせていただきます。（拍手）

午前10時26分 開議

○副議長（松尾勝利君）

それでは、本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（松尾勝利君）

まず、日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、2番稲富雅和君、3番勝屋弘貞君、4番竹下勇君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日5月13日の1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 議長の選挙

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第3．去る4月7日、橋川議長の死去に伴う議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（松尾勝利君）

ただいまの出席議員数は15名であります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（松尾勝利君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（松尾勝利君）

異状ないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼・投票〕

○副議長（松尾勝利君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（松尾勝利君）

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に松尾征子君、中西裕司君、橋爪敏君を指名いたします。よって、以上3名の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○副議長（松尾勝利君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票15票、無効投票なし。

有効投票中

松尾勝利君 10票

中西裕司君 4票

松尾征子君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、松尾勝利君が議長に当選になりました。本席から会議規則第31条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

○議長（松尾勝利君）

一言議長就任の御挨拶を申し上げます。

ただいま議員皆様の御推挙により、鹿島市議会の議長に御選任をいただきました。まことに身に余る光栄であり、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。もとより微力ではございますが、本市議会が引き続き市民の負託に応えることができるよう、円満な議会運営と鹿島市政のますますの発展のため最善を尽くしてまいる所存でございます。

ここに議員皆様の一層の御支援と御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、樋口市長を初めとする執行部各位の御協力、御指導を心からお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松尾勝利君）

以上をもちまして、副議長としての議長の職務を全て終了いたしました。皆様の御協力まことにありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加します。

日程第4 副議長の選挙

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松尾勝利君）

ただいまの出席議員数は15名であります。投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（松尾勝利君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松尾勝利君）

異状ないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（松尾勝利君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松尾勝利君）

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に水頭喜弘君、福井正君、徳村博紀君を指名

いたします。よって、以上3名の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（松尾勝利君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票15票。

有効投票中

松本末治君 9票

伊東 茂君 5票

松尾征子君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、松本末治君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました松本末治君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

ただいま松本末治君から発言を求められておりますので、これを許します。松本末治君。

○副議長（松本末治君）

一言御挨拶を申し上げます。

このたび議員皆様の御支持によりまして副議長の要職に御選任賜り、身に余る光栄と深く感謝を申し上げる次第でございます。もとより微力ではございますが、議長の補佐役として、円満なる議会運営のために一生懸命努力をいたす所存でございます。

今後とも議員皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。まことに簡単でございますが、就任の御挨拶といたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。この後、すぐ全員協議会を開催します。全員協議会室にお入りください。

午前10時53分 休憩

午前11時2分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議席の変更

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 議席の変更を行います。

議席は会議規則第3条第2項の規定により、議長において変更いたします。変更議員の議席番号を読み上げます。

変更分のみ申し上げます。光武学議員7番、徳村博紀議員8番、福井正議員9番、水頭喜

弘議員10番、橋爪敏議員11番、中西裕司議員12番、松尾征子議員13番、松本末治議員14番、以上のとおりです。

ここで暫時休憩します。この後、全員協議会を開催しますので、全員協議会室にお入りください。

午前11時3分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 常任委員の選任

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6．常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、竹下勇君、角田一美君、伊東茂君、水頭喜弘君、中西裕司君、松尾征子君、松本末治君、1名欠員とし、以上7名を総務建設環境委員会に、中村一堯君、稲富雅和君、勝屋弘貞君、光武学君、徳村博紀君、福井正君、橋爪敏君、松尾勝利君、以上8名を文教厚生産業委員会にそれぞれ指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

ただいまから各常任委員会の開催をお願いします。総務建設環境委員会は第1委員会室、文教厚生産業委員会は第2委員会室で行い、年長の議員でそれぞれ主宰してください。

暫時休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、報告いたします。各常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務建設環境委員長に伊東茂君、副委員長に松尾征子君。文教厚生産業委員長に福井正君、副委員長に光武学君、以上のとおり決定いたしました。

日程第7 議会運営委員の選任

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7．議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項により、伊東茂君、水頭喜弘君、松尾征子君、福井正君、橋爪敏君、勝屋弘貞君、以上6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

ただいまから議会運営委員会の開催を第1委員会室で行い、年長の議員で主宰してください。

暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

午後0時2分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、報告いたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に水頭喜弘君、副委員長に伊東茂君、以上のとおり決定いたしました。

日程第8 特別委員会委員の変更

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8、鹿島ニューディール構想調査特別委員の変更を行います。

鹿島市議会先例等申し合わせにより、正副議長を鹿島ニューディール構想調査特別委員から除くことになっておりますので、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、松本末治君を鹿島ニューディール構想特別委員から除くことに決しました。

日程第9 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9、議長死去に伴い、杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件は、杵藤地区広域市町村圏組規約第5条第2項の規定により、議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第2項に規定する議会議員に私、松尾勝
利を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました私、松尾勝利を杵藤地区広域市町村圏組合
議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました私、松尾勝利が杵藤地区
広域市町村圏組合議会議員に当選しました。

本席から会議規則第31条第2項の規定により、私、松尾勝利が杵藤地区広域市町村圏組合
議会議員に当選しましたことを報告いたします。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時10分から再開いたします。

午後0時5分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開きます。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の5月臨時議会に、市長から報告1件、議案2件の提出がっております。
議案番号及び議案名をお手元に配付いたしております議案書の目次記載のとおりでござ
います。

次に、監査委員から平成24年度に係る平成25年2月分の出納検査結果に関する報告があ
っております。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いします。

次に、去る3月定例会において可決になりました意見書第1号 T P P交渉参加に反対
する意見書は平成25年3月13日付、それから、意見書第2号 有明海の再生につながる諫
早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査の前倒し実施等を求める意見書は、平成25年3月25日
付で各関係機関に送付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第10 議案の上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10. 議案の一括上程であります。

報告第2号及び議案第34号から議案第35号までの2議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

皆さん、改めましてこんにちは。本日、開会の冒頭におきまして、橋川前議長と何かと御縁の深かった橋爪議員から追悼の言葉が述べられましたけれども、私からも故橋川宏彰前議長の御逝去を悼み、執行部を代表いたしまして一言申し上げたいと思います。

橋川さんは、さまざまな分野において地域のリーダーとして御活躍をいただくとともに、平成7年からは鹿島市議会の議員として活動を続けてこられ、鹿島市の発展に大きな足跡を残されました。その御功績に対しまして心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げたいと思います。

ふるさと鹿島をよくしたいという強い思いを持ちながら議員活動に取り組んでおられる最中での急な御逝去でございまして、御家族はもちろんのこと、御本人の無念さを拝察いたしますと、本当に心残りには大層大きなものがあつたと思われまして、深い悲しみを覚えますとともに、人の世の運命の無情さを嘆かずにはおられないところでございます。

橋川さんのこれまでの御尽力に報いるためにも、先ほど新たな体制となられました議会の皆様とともに、市民の皆様のお力添えをいただきながら、さらなる鹿島市の発展に向け市政運営に臨んでまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

それでは、今回の市議会臨時会に提案をいたしております議案の提案理由の要旨につきまして御説明を申し上げます。

議案は、報告が1件、専決処分が1件、条例改正が1件でございます。

議案につきましては、まず、報告第2号 決処分事項（事故による損害の賠償）でございますが、これについて御報告を申し上げます。

これは、事故によります損害賠償の専決処分でありまして、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

次に、議案第34号 専決処分事項、これは平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第6号）は、予算の総額に121,163千円を追加し、補正後の総額を13,067,086千円といたしましたものでございます。

そのうち歳入では、地方譲与税、地方交付税などの主要一般財源の確定額の計上を行っております。

歳出では、当初予算で公共施設建設基金を283,000千円取り崩すという計画になっておりましたが、事業費の確定などにより、そのうち204,000千円取り崩しをいたしておりました。今回、歳入額が確定したことによりまして、後年度の公共施設の整備に備えるため130,000千円をいわば積み戻すものでございます。

最後に、議案第35号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方税法の一部改正に伴い、例えば、配偶者の一人が国民健康保険から後期高齢者医療に移行したというような場合などに、現行は5年間軽減措置が実施されるということになっておりますが、さらに国民健康保険税が急増するというようなことを避けるために、6年目以降におきましても、引き続き軽減措置を実施するという事などにつきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、提案をいたしました議案の概要について説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当の部長または課長が説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

それでは、議案の審議に入ります。

日程第11 報告第2号

○議長（松尾勝利君）

日程第11. 報告第2号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）であります。当局の説明を求めます。森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

報告第2号 専決処分事項の報告について御説明申し上げます。

議案説明資料は1ページでございます。

事故の内容でございますが、まず、事故発生場所でございます。市道中牟田～御神松線でございます。西牟田の国道207号バイパスの御神松交差点から虹の大橋を渡り、塩田方面に向かって約300メートルのところ左側に駐車場がございますが、この場所は不法投棄が絶えませんでしたので、平成25年2月28日午後2時ごろ、職員がごみ捨て禁止の警告看板及び駐車場閉鎖の予告看板をガードレールに固定するために番線をとろうとしたときに突風が吹き看板が手元から離れ、走行中のトラック車両と接触、車両前方部分のライトとバンパーを損傷させた物損事故でございます。

平成25年4月10日に相手方と示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の

指定に関する条例の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

なお、相手方の損害賠償金額178,080円は全て全国市長会市民総合賠償保険で賄っております。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、以上で報告第2号は終わります。

お諮りします。議案第34号から議案第35号までの2議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号から議案第35号までの2議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第12 議案第34号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第12. 議案第34号 専決処分事項の承認について（平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、議案第34号について説明をいたします。

説明は、議案書、一般会計補正予算書、議案説明書で行いますので、お手元に準備をお願いいたします。

まず、議案書の2ページをお開きください。

議案第34号 専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

3ページは専決処分書で、平成25年3月31日付で一般会計の補正予算を行ったものでございます。

別冊の議案第34号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）の補正予算書をごらんください。

1 ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に121,163千円を追加し、補正後の総額を13,067,086千円としたものでございます。

2 ページから 4 ページは歳入歳出の集計となっておりますが、説明は省略します。

5 ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、別冊の議案説明書の 1 ページをお願いします。

1 ページから 3 ページまでは、今回、専決処分後の歳入歳出予算の増減比較表となっております。内容の説明は省略します。

4 ページをお願いします。

今回の補正は、歳入では地方譲与税や各種交付金及び地方交付税の確定に伴う増減、歳出は歳入の確定に伴う歳出案の調整が主なものでございます。

まず、歳入の補正について御説明いたします。

1 番目の地方揮発油譲与税は、4,753千円の増額となっております。増額の理由は、交付額の決定によるものでございます。

以下、交付額の決定による補正でございますので、補正額のみ申し上げます。

自動車重量譲与税は3,462千円の増額、利子割交付金は111千円の減、配当割交付金は1,758千円の増、株式等譲渡所得割交付金は316千円の増、地方消費税交付金は1,618千円の増、自動車取得税交付金は3,911千円の増、地方交付税のうち普通交付税は10,930千円の増、特別交付税は94,398千円の増、交通安全対策特別交付金は128千円の増となっております。

5 ページをお願いします。

歳出補正の概要でございます。

まず、No.1の公共施設建設基金積み立てにつきましては、今後予想される学校を含めた公共施設の整備に備え、公共施設建設基金へ130,000千円を積み立てるものでございます。

最後の予備費で、8,837千円を減額し、財源調整を行っております。

6 ページをお願いします。

6 ページは積立金の状況をあらわしたものでございますが、今回の補正に伴い、④の公共施設建設基金が変更となっております。年度末残高は前年度比70,600千円の減となっております。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。13番松尾征子君。

○13番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました点について、私もよくわかりませんが、お尋ねをしたいと思います。

と思いますが、今回いろんな確定によりまして収入があったということですが、これも年度末ぎりぎりということですので、こういう形になるかとも思います。

私は思いますのは、この入ってきた130,000千円が公共施設の整備に備えるために積み戻すということで説明がされているわけですが、ただ、私はこういういろんな確定された交付金その他については、ただ単に公共施設の整備の費用と思われたものだけじゃなくて、確定されたお金が戻ってきたんじゃないかと思うんですね。わかりますかね、直接いろんな市民の生活の暮らしに充てるべき事業についても、今まで確定していなかった分が戻ってきた分もあるんじゃないかと思いますがね。

そういうことになりますと、やはりただ単にもともと公共施設基金から取り崩していたから入ってきた分をそのまま戻しますよということなわけですが、私はそういうことじゃなくて、例えば年度末ぎりぎりに入ってきたにしても、直接市民の暮らしにかかわるような問題についての予算の組み立てというのもできるんじゃないかと、ぎりぎりだからそれは利用できませんよということになれば、いろんな事業費については、その年度内にできないときには繰り越しをしてでもやっているわけですね。だから、市民の暮らしにかかわる問題についてもそういうものがあつたら、一応その年度内の幾らかは直接公共積立金に戻すのではなくて、そういう問題に予算として充てながら繰り越しをしてでも次の年度の当初にでも市民の暮らしに直接かかわる問題についてのもに利用するということはできないのかどうかですね。いつもぎりぎり来ますからこういうことになるわけですがね。お金がないないという中でこういう形で来るわけですから、その辺についていかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

今回、歳入で上げている交付金関係につきましては、用途は決まっておりますので、各自治体の自由に使っていいお金となります。

先ほど議員が言われる市民に直接かかわるような事業につきましては、必要であればまた繰り越しをしてでもということを考えられますけれども、その段階におきましては、その段階で直接支出するものがなかったということで、今回は積立金のほうに戻させていただきたいということになっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番議員松尾征子君。

○13番（松尾征子君）

わかりますが、今回は直接そういうのがなかったということですが、これまでの年度内に

もいろんな市民の要求があるにもかかわらず、やっぱり予算的に無理でできなかった分もあるわけですね。各地域からの要求もありますし、例えば、極端に言えば、私なんかいつも住宅リフォーム助成制度を何度も言っていますが、予算の都合で、要求がたくさんあるにもかかわらず、それは切り崩されてしまったというような、そういう問題もあるわけですから、そういうのについて、こういうのはただ単に、もうなかったからこれは積立金にしてそのうちに使います、それももちろんプラスになるでしょう。しかし、ここでこういうのに使いますよというのをはつきり上げておいて、翌年度になってそれを市民のために利用するという、具体的なそういう取り組みだって私は大事じゃないかと思うんですよね。

だから、特別ありませんでしたじゃなくて、検討が少しでもされたのかどうかね。どうせ入ってきたとやっけん、また来年よかたいというようなことでは、やっぱりこの年度内にしわ寄せが来た分ですからね、はつきり決まらなかった分ですから、もっと有効に利用していくという方法だって私は必要じゃないかと思うんですよね。その辺についていかがなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

松尾議員のおっしゃいます市民への政策の予算の組み方の問題だろうと思います。そういう中では、こういう市民への政策につきましては、まずは総合計画の中で議論を重ね、それから、それを受けての実施計画という形で方向性を示し、そして当初予算で議論をいただき、市民の皆様こういう事業をやりたいということで、議会の御同意も得ながら予算をつけて実施をしていくということでございます。

そういう中では、どうしてもやっぱり財源の見通しという中での5カ年あたりの中期財政計画ですね、このあたりの財源の見通しをつくりながら事業を実施していくということでございますので、我々といましては、ある程度このぐらい来ないかなというような見込みではいたわけでありまして、最終的には3月の予算までにこれを確定できなかったもの、収入でございますので、これにつきましては、今年度の事業としては一回締めて、そして基金に戻させていただくと、そしてまた来年度以降の事業としてこれを有効に活用させていただくと、そういう形で予算の執行をさせていただくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

13番議員松尾征子君。

○13番（松尾征子君）

それではお尋ねをしますが、年度当初、また年度内においてもですが、各部落からいろんな要求が出ていると思うんですよ、道路にしても、いろんな生活環境の問題が出ていますが、この年度で地域から出たものが全てクリアされたのか、それとも予算の関係でお待ちくださ

いということのとめている分がまだあるのかどうかですね、私はそういうのがあるとしたら、そういうのをやっぱり来た時点で配分をする、それは年度内にできなかつたら、それこそ小さなものであっても翌年度に繰り越してやって、すぐにでもやりますよという、地域の人が安心できるような体制をとるといことも私は大事じゃないかと思いますが、お答えください。年度当初、年度内に地域から出たいろんな要求事業が全てクリアされているのかどうか、わかる範囲内でお答えください。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

地域からの御要望につきましては、いろいろな場面場面で私どものほうに要望として上がってまいります。そういう中で、先ほど申しますように、当初予算の中でもう見ている分についてはすぐに執行できるわけでございますが、まだ当初予算の中で議論ができていない分についてはどうするのかというのがこの課題だろうと思います。そういう中で、全体的な予算のやりくりの中で、できるだけ私どもとしましては安全・安心に係るものとか、地域の要望に係るものについては優先的に予算の中での配当、配当といいますか、支出について十分配慮をしながら予算を執行しておりますけれども、なかなかやっぱり金額の支出の額の大きいもの、これにつきましては、やっぱり財源の問題とかいろんな問題がございますので、このあたりについてはまた県への事業の要望とか、そのあたりを考え始めますと少し年度内ではできない部分もあろうかとは思いますが。ただ、それも我々といたしましては優先順位的には早いほうでなるべく地域の要望についておこたえできるような形で予算を組み立てていきたい、そのような予算の執行をしているということでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子君。

○13番（松尾征子君）

じゃ、最後にしますが、最終的にこの金額が提示されてきたのは3月のいつの時点で来たんでしょうか。それと、確定してきた前にこれだけ来ますよという内示かなんかあるのかどうか、その2つについてお答えください。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

まず、最終交付決定を受けたのは、一番遅いものが3月31日です。ですから（発言する者あり）3月30日ですね、3月議会閉会後に交付決定及び内示を受けたものがございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。12番中西裕司君。

○12番（中西裕司君）

質問をいたします。

先ほど松尾議員の質問もございましたが、3月31日までに入り込んだというようなことで、処分の仕方としては専決処分という方法をとられたということでございますが、これが最後ということではよろしゅうございますか、まず確認をします。24年度分について、これが最終の歳入であったり歳出であったりするののかということで、確認をちょっとしておきます。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

これが最後の補正予算になります。

○議長（松尾勝利君）

12番議員中西裕司君。

○12番（中西裕司君）

そういうことで専決処分をされたということですね。いろんな処分の仕方があるんでしょうけれども、歳入は自分勝手に来るといのはおかしいけれども、それぞれ精算という意味で来たということですよ。問題は歳出ですよ。歳出に何を組むかということだと思ふんですね。今回、公共建設の基金に積み立てをするという方法をとられた。

私は、先ほど課長は、学校建築とか、そういうことを言われたですね。それもわかるんですよ、25年度については学校建築なり保育園なり、かなりそれらしきものが多いと、前回の予算でもその旨結論を出したのがあるというように思います。ただ、私が気にするのは、市長が言うニューディール政策の中で、いわゆる基本的な財政としては基金の活用をですね、多少たまったからとか、そういう意味で活用のことを言われているんですよ。私から見れば、恐らくそれもあったんじゃないかなと、25年度についての基金の使い道に学校建築とかいうことだけではなくて、そのニューディール政策を具体的に遂行していくための積み増しもあったんじゃないかなというふうに思いますが、その点いかがですか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

予算の仕組みをよく御承知なのでそういう質問になろうかと思いますが、率直に言えば、よく御存じの方の深読みだと思っていただいて結構だと思います。ですから、これが3月末にどのくらい来るかということは、当初の私どもがいろいろニューディール、あるいは特に

シビックセンター構想を検討するときに、このことはいわば私の頭の中ではノーカウントと
思っただいて結構だと思います。280,000千円ぐらいですかね、当初取り崩すところを
2億円ぐらい取り崩しておいたと、120,000千円ぐらい追加できましたので、それに予備費
を加えて、せつかく積んであるものを崩したくないということで、純粹にそういうことで公
共施設のために積んだというふうに理解していただいたほうがストレートだと思っております。

○議長（松尾勝利君）

12番議員中西裕司君。

○12番（中西裕司君）

深読みし過ぎなのかもしれないですけども、私自身ニューディールの問題については、
今議会の中でも議論をしている最中でございますので、そういう思惑といいますか、予定を
しとってというような、先ほどの課長の意見ですと、そういうことじゃなくてと、そのことは
出ませんでしたから、信じる以外にないわけですけどね。ただやはり、じゃ、ここだけだっ
たのかという、積立金にもさまざまなものがありますよね。

先ほど松尾議員も言われたように、もっと市民の何か具体的なものに、そういうものの基
金というのについての積み立ては考えなかったのかと、全て公共建設基金に積み立てをされ
るということの意味合いをちょっとお聞きできればと思いますが。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

先ほどの松尾議員のときにもお答えいたしましたように、市民向けの政策につきましては、
庁内でもいろいろな議論を重ね、市民からの意見をいただきながら予算立てをしていくとい
うことでございます。そういう中で、今回の歳入についてはもうぎりぎりのところで我々が
把握した部分でございますので、これを何に戻すかということで、今、私たちの基金は特定
目的がある基金というのは確かにございますが、そういう基金に入れますと、今度はそれ
しか使えないということでございます。そういう中で、公共施設建設基金を当初の段階では
ある程度予定よりも、私どもの予定としては少し大目に取り崩せる分について、今回ここ
に戻しておいて、そしてまた来年度以降についてこれを有効に活用する中でいろいろな新たな
政策、市民の政策にも使っていけるものと、そういうことで公共施設を選択させていただ
いたということでございます。

あと、議員おっしゃいます使い勝手のいい基金といいますと財政調整基金というのがござ
いますが、財政調整基金につきましては、我々はもうここ十何年取り崩しておりません。た
だ取り崩しておりませんが、これを今度はふやしますと、これはまた逆に総務省のほうから
少し積み方が多くないでしょうかというようなことで、特別交付税あたりでいろいろな御指
導も受けるというようなことでございますので、我々の選択肢としては公共施設建設基金し

か今のところなかったということで御理解いただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

12番議員中西裕司君。

○12番（中西裕司君）

行政の一つの手法としてはわかります。ただ、そういうニューディールの問題もありますので、本当に当面する、決まっている、25年度予算で承認したといいますかね、予算を通したその分についての活用が必要だということであれば、ああ、こういう積み立て方もして、そして備えなきやいかんのかなと思います。ただ、予算というのは、工事ごとにもまた別になるわけですから、これを崩す崩さんというのはその都度判断していくと思います。

部長が言うように、財政の何かためとったら、市が何か金持ちのごと見える、使わないやつをいっぱい持っているということになると。ただ、こういうふうに目的を持った基金に持ってくれば一応消化したというか、表向きには消化したということになるということなんです、いずれにしても基金の使い道については、いわゆる慎重に。

市長は要するに「コンクリートも人も」と言われたと思います。だから、25年度についてはこれから財政を出動させて地方経済が少しでも回るように、今までちょっと締め過ぎていた嫌いもあるしというようなことで、特に公共事業のほうが多いわけですね。今後は、やはり金の使い道としては、一方的にならないように、いわゆる市民生活のもっとソフトの部分での使い道も必要であろうというふうに思っています。25年度はかなりハードの整備が中心となっている嫌いもありますので、なるべく福祉、教育、そういうものに対しても、ソフトの面についても今後の予算の活用には尽力をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第34号 専決処分事項の承認について（平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第34号は提案のとおり承認されました。

日程第13 議案第35号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第13. 議案第35号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

それでは、議案第35号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書は4ページ、議案説明資料は7ページからとなります。

まず、提案理由といたしましては、国民健康保険税の軽減措置などについて所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

それでは、具体的な内容につきまして議案説明資料のほうで御説明をいたしますので、説明資料をごらんください。

説明資料の7ページから10ページに条例の新旧対照表を載せております。

今回の改正の要点につきましては、11ページ、12ページに整理をしておりますので、ここで御説明いたします。

まず、11ページをお願いいたします。

1の改正理由ですけれども、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布され、一部を除き4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険税について、移行後6年目以降においても軽減措置を実施することなどについて所要の改正を行うものです。

次に、主な改正内容ですけれども、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療に移行したことで、その属する世帯に国民健康保険者の被保険者が1人、つまり国保の単身世帯となった場合に、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の基礎課税分及び後期高齢者支援分について2分の1に軽減する措置を実施しております。これに該当する世帯を特定世帯と呼びます。これは平成20年に条例改正をしている分になります。この特定世帯が平成25年4月1日時点において移行後5年を経過するものがあるために、この軽減措置の実施期間を3年間延長し、軽減割合を世帯別平等割額の基礎課税分及び後期高齢者支援分について4分の1とする軽減、いわゆる激変緩和措置、急激に税額が変わることがないように配慮する措置を実施するものです。この軽減措置については、平成25年度分の国民健康保険税から適用するものです。これに該当する世帯、つまり移行後6年目から8年目までの世帯について、新たに「特定継続世帯」という用語が加わっております。

下に掲げている表ですけれども、世帯別平等割額の基本課税分と次ページに後期高齢者支

援分の額と低所得世帯に対する軽減に該当する場合の軽減額を記載しております。

1つ目の表の世帯別平等割額基本課税分をごらんください。

通常の国保世帯は一番下の行、上記以外の世帯の行のとおり、世帯別平等割額基本課税分は37,100円です。移行後5年目までの特定世帯は2分の1の軽減により18,550円、今回改正する移行後6年目から8年目までの特定継続世帯は4分の1の軽減により27,825円になります。

以下、右側には保険税の低所得世帯に該当、つまり7割、5割、2割に該当する軽減世帯についてそれぞれの軽減割合、すなわち特定世帯は2分の1の軽減後、7割、5割、2割に対応する軽減額を、特定継続世帯は4分の1の軽減後、7割、5割、2割に対応する軽減額を記載しておりますので、御確認ください。

12ページをお願いいたします。

この表は世帯別平等割額後期高齢者支援分になります。同じように、特定世帯及び特定継続世帯について軽減額等を掲げておりますので、御確認いただきたいと思っております。

なお、この条例の施行期日につきましては公布の日からとし、激変緩和措置については平成25年4月1日から適用するものです。

参考までに図に示していますのは、国保税の世帯別平等割について、夫婦2人の国保世帯を例に、後期高齢者医療制度以前、つまり平成20年3月までの国保税の世帯別平等割と夫が後期高齢者医療制度への移行により妻のみが国保単身世帯になった現行制度の特定世帯の国保世帯別平等割の2分の1軽減措置と、今回の条例改正による後期高齢者医療制度移行後5年を経過し、6年目から8年目まで引き続き妻のみの国保単身世帯である特定継続世帯について激変緩和措置で4分の1の軽減措置をすることについて示しておりますので、斜線の部分が軽減されるということを示しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

7ページから10ページの新旧対照表については、アンダーラインの部分が改正箇所になります。7ページの第3条の3で、特定継続世帯についての追加と基本課税分の軽減後の世帯別平等割額について改正をいたしております。

第4条の3では、後期高齢者支援分について、特定継続世帯の軽減後の世帯別平等割額について改正をいたしております。

それから、8ページの第19条の国民健康保険税の減額では、低所得世帯の保険税の軽減について、第1号で7割軽減世帯、9ページの第2号で5割軽減世帯、9ページから10ページの第3項で、2割軽減世帯について、基本課税分についてはイ、後期高齢者支援分についてはエで、それぞれ特定継続世帯とその軽減額について追加して改正をしております。

御説明してまいりましたように、今回の条例改正は、これにより対象となる方々の国保税の負担が急激に増加することを軽減するための措置であり、これまでの5年間に追加をして、あと3年間軽減する措置であるということをお理解いただきたいと思っております。

以上、説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。13番議員松尾征子君。

○13番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました件についてお尋ねといいますか、今回、土井課長が新たに課長として大仕事をなさることになりましたので、その立場でお尋ねをしたいと思いますが、今回提案されております件につきましては、確かに軽減ということで、それはそれとして私は認めていきたいと思いますが、ただ、それであっても、5年間の限度が切られていたのをまた延ばしていくということで、優遇されているということはあると思いますが、それにしてもやっぱり負担はふえてくるというのは当然あるわけですよ、2分の1と4分の1ということで。

それはそれとしていいわけですが、今、私は、これまでも国保事業についてはいろいろとここでも意見を述べてきました。土井課長は別の課長だったにしても、お聞きになってきたと思います。今いかに国保事業が大変なのか、それから、それに関する直接市民の皆さんの国保税を含めていろんな形で大変な状況になるのかということ、もう十分御承知だと思います。特に鹿島市は佐賀県内でも一番高い国保税だということで、もうこれは県内誰もが知っているような状況の中で運営されておりますから、直接担当されてきた方も大変だったということはわかります。ただ、私は思いますに、そういう国保税のあり方の中で、軽減措置もいろいろとられていますね、7割、5割、2割というような軽減措置もとられています。しかし、それだけの軽減措置がとられているにもかかわらず、そういう軽減措置をとられている中での滞納というのが非常に多いということですね。だから、いかに今、国保税が鹿島市民に大きな負担をかけているかということ、もう十分おわかりだと思うんですね。そういう中で、私はやはり何が今大事なのかということになるとは思います。ずばり申し上げまして、新たに取り組まれていく土井課長、この国保事業、そして国保税について、あなたはどのような立場でこれから仕事をなさっていく決意をなさっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

まず、今回の条例改正の趣旨ですけれども、先ほどおっしゃいましたように、2分の1の負担軽減措置をしていたのを今回4分の1、さらに追加して3年間軽減措置をするわけですので、この条例が通らないと軽減措置がなくなるということで4分の1さらに軽減をするというふうに御理解をぜひお願いしたいと思います。それが1点と、あと、今、鹿島市の置か

れている国保税の状況についての今後の私の考え方というか、今の認識についてお答えをいたします。

まず、市民の方に直接かかわるのは国民健康保険税の税率であろうかと思えます。これにつきましては、まず税率という意味では確かに鹿島市、県内見ましても税率は確かに高い状況にあるかと思えます。ただ、国民健康保険税1人当たりの保険料の試算というのがありまして、これを見ますと、必ずしも1人当たりの保険料、税の調定額といった意味では鹿島市が一番高い状況にはないようです。ただ、その中でも鹿島市は確かに高い状況にあります。

そういったことで、今後どのように対応していく考えかということですが、まず国民健康保険税、私たちは保険者でありますので、鹿島市が保険者になっておりますので、基本的には財政を健全に運営することが必要であるかと思っております。そういったことでは、保険料はできるだけ抑えながらも赤字にならないようにするのが一番保険者として考えるべきところではないかと思っております。そういった意味で、国保税を少し、確かに税率について、今これは佐賀県内で広域化ということへの移行も含めたところで税率の改正をして鹿島市が高いことになっておりますが、それをしたことで、現在、昨年あたりは赤字に何とかならず済んでいる、ただ、そういった中でもぎりぎりのところで今運営をしているところでありまして。これは理由は、医療の高度化と高齢者の社会が進展をするということに伴って医療に係る、国保税は当然給付に対する税でありますので、医療費給付に対する税でありますので、医療に係る割合が非常に高いということでありまして。そういったことでは医療費の抑制をできるだけ考えたい。市民の方が健康であるように、できるだけそういった状況をつくることを考えたいと思っております。

それから、全体で今、佐賀県の広域化という方向で進められておりますので、これには私たち財政赤字を解消した上でその中に入っていけるように、ぜひ健全なままでの財政運営を行いたいということで今考えているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番松尾征子君。

○13番（松尾征子君）

直接の議案とかけ離れた分もあったかと思いますが、真面目にお答えをいただきましてありがとうございました。

国保税につきましては、いろんな形で減額だとか措置はとられておりますが、根本的にそういうことをしなくても市民が払えるような、そういう国保税に切りかえていかなくはないと思うわけですね。いつも私も申し上げてきましたが、こういう状況になってきたのは、今、高度医療の問題とか高齢化の問題もあります。根本的に国の制度が大きく変えられてきた、だから、その辺の過去のいろんな問題につきましてもぜひ今後研究していただき

ながら、やっぱり今私は思いますが、一番は根本的に国のこういうものに対する制度のあり方、これを変えていかない限りは本当に地方自治体が安心して国保を運営できないんじゃないかと思うんですね。いろいろ広域化のことが言われておりますが、広域化をしたからといって、それが本当に私たち県民が、市民が望んでいるような状況になるかという、私は決してそうじゃないと思うんです、今の財政状況の中では。だから、あと答弁要りませんが、ぜひそういういろんな面で研究をしながら、ぜひよりよい国保事業、そして国保税にしても市民が少しでも安心できるような形に引っ張って行って、最終的な政策決定は市長でしょうが、やっぱり担当課長の手腕というのがありますから、大いに期待をして見させていただきたいと思いますし、今回の条例について私はとやかく言うものではございませんので、これで終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

今回の条例改正、一番わかりやすいのは市長の提案理由の説明に書いてある分が一番わかりやすいかなというところで、国民健康保険税、この加入者の方が急増するという、そういうふうな一気に後期高齢者のほうに入っていくということで大変なことになるということで、こういうふうな改正だろうと思っております。

直接今回のこの条例に関係することではないかも知れませんが、私が懸念するところがございまして、お聞きをいたします。

今、国民健康保険税、後期高齢者保険税、そういうふうなものが銀行から通帳の引き落としという形になっておりますが、そのあたりでミスはないものなのか、納税金額等において、時期等において、そのあたり防止をするためにどのような策を今とられているのか、関連でございまして、お聞きをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

国民健康保険税とか後期高齢者医療保険料ですかね、それは鹿島市のほうで徴収をしておりますので、基本は口座振替か納付書による納付をお願いしているところであります。通常、計算をいたしまして、お納めいただく額は納税者のほうに通知をして、それに基づいて納めていただいておりますので、基本的にそれに基づいて納めていただいている分には通常の中で済んでいるかと思っております。ただ、多分おっしゃられているのは、納め損ないがあった場合の口座振替の処理とか、そういったことになるのかと思っておりますけれども、これは担当者のほうで口座振替か納付書による引き落としなのかそこら辺を確認した上で、納税者の方に御相談をしております。そういった中で、口座振替であるのを見落として納付書をお送りしたと

というようなミスが最近もあったことは承知しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

今、土井課長のほうから最後にお言葉があったように、ミスがあったことは確かだと思っております。それを市民の方から私は相談を受けておりますので、ただ、それをどうこう言うわけではなく、その方も今後そういうふうなミスが起きないようにどのようにしていただけるのか、一度議会で言っていただけませんかという要望をいただいておりますので、今回は関連ということで質問をいたしました。

この国民健康保険税並びに後期高齢者の保険、こういうふうなのに限らず、さまざまな税の徴収に関してはしっかりと間違いのないように、税金をいただくということに関して、そのあたりを気をつけていただきたいと思っております。

質問はもうこれで終わります。答弁は要りません。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第35号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第35号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして今期臨時会に付託された案件は全部終了いたしました。

よって、今期臨時会を閉会いたします。

なお、この後、2時20分から全員協議会を開きますので、全員協議会室にお集まりください。お疲れさまでした。

午後2時11分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会副議長 松尾勝利

鹿島市議会議長 松尾勝利

会議録署名議員 2番 稲富雅和

同 上 3番 勝屋弘貞

同 上 4番 竹下 勇